# 令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

東大阪市監査委員

監 報 第 9 号 令和 2 年 2 月 1 0 日

 東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

 同 牧 直 樹

 同 県 戸 鉄 哉

 同 川 光 英 士

# 監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

# 監査結果報告書

# 第1 監査の概要

#### 1 監査の種類

財政援助団体等監査

# 2 監査の対象

地域まちづくり活動助成金交付団体

今米緑地保全会、東大阪市金岡商店会

リージョンセンター公民協働事業等助成金交付団体

やまなみプラザ企画運営委員会、中鴻池リージョンセンター企画運営委員会、

布施駅前リージョンセンター企画運営委員会

所管部局 協働のまちづくり部

#### 3 監査の実施期間

令和元年 10 月 11 日から令和 2 年 2 月 10 日まで

#### 4 監査の方法

今回の監査は、主に平成30年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、 その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施 した。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、 関係帳票の全部又は一部について、実施した。なお、調査については仰星監査法人に委託した。

# 5 監査対象助成金の概要

# (1) 地域まちづくり活動助成金

#### ア 交付の目的

東大阪市の地域資源の活用や地域課題の解決に向けたまちづくり活動の活性化を図り、 わがまちとして愛着と誇りを持てる市民主体の魅力ある地域づくりを目的とする。

# イ 助成金の対象となる団体

以下のすべてに該当する団体を対象としている。

- ・東大阪市内に活動拠点を有する団体であり、構成員の過半数が市内に居住、勤務又は 在学する者であること
- ・コミュニティ活動、公益活動、ボランティア活動を行う団体であって、その組織の運営に関する規則(会則など)の定めがあり、継続的に活動を行っているもの及び行う 意思のあるもの
- ・企画した事業において活動が完了するまで責任を持って遂行できる団体であること
- ウ 助成金の対象となる事業及び経費等(まちづくりファンド部門)

助成金の対象となる事業は、スタート支援部門、事業チャレンジ部門及びまちづくりファンド部門の3部門に分かれている。

今回の監査対象団体は、2 団体ともにまちづくりファンド部門に該当するため、まちづくりファンド部門に係る事業及び経費等を抜粋して以下に記載する。なお、まちづくりファンド部門については、平成30年度をもって終了となっている。

# (ア) 対象事業

市民によるまちづくり活動の活性化につながるハード整備事業

#### (イ) 対象経費

工事費及びその他事業を達成するために必要な経費で市長が適当と認めるもの

# (ウ) 助成限度額、回数及び助成率

助成限度額	500 万円
回数	1回
助成率	10 分の 10 以内

# 工 根拠法令 · 要綱等

東大阪市補助金等交付規則、東大阪市地域まちづくり助成金交付要綱

#### 才 所管課

協働のまちづくり部 NPO・市民活動支援課

# (2) リージョンセンター公民協働事業等助成金

# ア 交付の目的

市民プラザを拠点とする市と市民が協働して行う事業等に対して、助成金を交付することにより、地域の特性を生かした個性的なまちづくりを推進することを目的とする。

# イ 助成金の対象となる団体

あらかじめ市長の確認を受けた、市民プラザを拠点に市と市民が協働して行う事業等の 企画及び立案を行う団体

# ウ 助成金の対象となる事業及び経費等

# (ア) 対象事業及び経費

市とともに実施する公民協働事業及びその事業に係る事務補助経費

# (イ) 区分別対象事業及び限度額

区分	具体的な事業例	限度額(千円)
地域の特性を生かしたま	地域資源を活用した事業や地域課	
ちづくり事業	題の解決のための事業、地域住民	
	を交えたまちづくり講演会やワー	
	クショップなどの事業	1,800
リージョンセンターの活	フェスティバル、文化祭、音楽祭	
性化並びに地域住民の交	など全館やホールを使ったイベン	
流を図る事業	ト、生涯学習に関する講座、教室	
	など地域住民の交流を図るための	
	事業	
まちづくりに関する調査	企画運営委員を対象とした研修、	300
研究事業	先進事例視察	
リージョンセンターの広	広報紙の発行	1,000
報紙を発行する事業		
企画運営委員会の運営に	定例会等の会議費、機器管理費、	1,000
関する経費	通信運搬費、事務用品費、保険料	
	等	

# (ウ) 助成金額

助成金の算定基準は、最低限度額と地域の特性を生かしたまちづくり推進のための 世帯割額を併せもったものとする。金額は最低限度額を一律 200 万円とする。世帯割 額は当該地域の世帯数が 1 万 4 千未満は対象外とし、1 万 4 千以上から 2 万未満は 6 万円、2万以上から2万6千未満は12万円、2万6千以上から3万2千未満は18万円、3万2千以上は24万円をそれぞれ最低限度に加算する。

また、事務補助経費に対する助成金の額は、142万8千円とする。

なお、助成金の額は、予算の範囲内において、なおかつ実際に要する費用を超えない額とする。

# 工 根拠法令 • 要綱等

東大阪市補助金等交付規則、東大阪市リージョンセンター公民協働事業等助成金交付要 綱、公民協働事業に関する運用指針

# 才 所管課

協働のまちづくり部 NPO・市民活動支援課

# 6 監査対象団体の概要

# (1) 地域まちづくり活動助成金

団体名	交付対象の事業	平成 30 年度
		交付額(千円)
今米緑地保全会	「美杜里乃舎」活動再生事業	5,000
東大阪市金岡商店会	「かなちゃんコミュニティハウ	4, 146
	ス」整備事業	

# (2) リージョンセンター公民協働事業等助成金

団体名	平成 30 年度
	交付額(千円)
やまなみプラザ企画運営委員会	3,608
中鴻池リージョンセンター企画運営委員会	3, 608
布施駅前リージョンセンター企画運営委員会	3, 668

# 第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討 又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報 告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

(用語の定義) 運用基準:補助金等交付規則を補完するものとして規定された団体に 対する補助制度運用基準

> なお、運用基準で「補助」と表記しているものについて、 以下の文章では「助成」と読み替えている。

運用指針: リージョンセンター企画運営委員会連絡会での意見や協議内容を踏まえ、市が決定したリージョンセンター公民協働事業等助成金対象経費に係る取扱い

活動助成金:地域まちづくり活動助成金

協働事業等助成金:リージョンセンター公民協働事業等助成金

#### <検討又は改善を要する事項>

#### 地域まちづくり活動助成金

# 東大阪市金岡商店会

#### 1 活動助成金交付申請について

活動助成金交付申請時に添付された会則においては、会計監査を2名置くことと規定されているものの、1名のみの配置となっている。

会則に沿った適正な配置に努められたい。

#### 2 助成事業であることの表示について

運用基準においては、助成金を活用したイベント等を実施する場合や備品等を購入する場合は、事業広報や購入備品等に助成事業であることの表示を義務付けるように規定されてい

る。

ところで、活動助成金を活用した施設におけるオープニングイベントの告知チラシについて、市の助成事業と記載すべきところを国の助成事業と記載し、配布していた。

適正な事務処理をされたい。

# 協働のまちづくり部

# NPO・市民活動支援課

#### 1 活動助成金交付決定事務について

(1) 運用基準においては、助成対象経費の助成率の上限は原則 2 分の 1 と規定されている ものの、助成対象団体が交付を受ける活動助成金の助成率は、交付要綱で 10 分の 10 以 内又は 10 分の 7 以内と規定されており、政策的な必要性を明確にしないまま 2 分の 1 を 超えて助成金が交付されていた。

適正な事務処理をされたい。

(2) 活動助成金交付申請時に添付された東大阪市金岡商店会の会則においては、会計監査 を2名置くことと規定されているものの、1名のみの配置となっている。

会則に沿った体制が確保されているかの確認は、助成金交付決定にあたり団体の適格 性を検討するために必要である。適正な事務処理をされたい。

#### 2 助成事業であることの表示について

運用基準においては、助成金を活用したイベント等を実施する場合や備品等を購入する場合は、事業広報や購入備品等に助成事業であることの表示を義務付けるように規定されている。

ところで、東大阪市金岡商店会が活動助成金を活用した施設におけるオープニングイベントの告知チラシについて、市の助成事業と記載すべきところを国の助成事業と記載し、配布されていた。

助成金交付事務が運用基準に沿って実施されるよう事前に十分周知するとともに、適宜確認されたい。

# リージョンセンター公民協働事業等助成金

#### やまなみプラザ企画運営委員会

#### 1 助成対象経費の出納事務について

(1) 協働事業等助成金交付申請書に添付された事業計画書及び協働事業等助成金実績報告書において、イベント参加料等(以下「事業収入」という。)が計上されているものの、計上根拠となる領収証書の控えやイベント参加者一覧などが添付されていないものが見受けられた。

助成額は事業経費から事業収入を控除した額を基礎として算定されることから、事業 収入の根拠となる記録等を残し、保管されたい。

(2) 協働事業等助成金から支出された慶弔費については、運用指針において助成対象外経費と規定されている。※

運用指針に沿って適正な事務処理をされたい。

(3) 協働事業等助成金から支出された昼食代等について、運用指針で助成対象の目安が示されているにもかかわらず、これらの領収証書が総額のみの記載で、助成対象の範囲内か判断できないものが見受けられた。※

内訳のわかる領収証書を添付されたい。

(4) 協働事業等助成金から支出された図書カード及び商品券について、購入時の領収証書 は保管されているものの、これらを譲渡した記録が残されていない。

図書カード及び商品券は、その性質が現金と同類であり換金性も高いことから、譲渡日、相手先、譲渡数等の受払いについて適切に記録するなど、透明性の確保に努められたい。

(5) 協働事業等助成金から支出された講師料や講演料について、所得税等の源泉徴収の対象であるにもかかわらず、これが行われていない。

適正な事務処理をされたい。

(6) 交付を受けた協働事業等助成金に係る現金出納簿が作成されていない。

適正な事務処理をされたい。

※運用指針の内容については9頁のNPO・市民活動支援課1(1)を参照

# 2 協働事業等助成金実績報告について

協働事業等助成金実績報告時に提出された団体の会則においては、事務局長を1名、書記を 2名置くことと規定されているものの、ともに不在となっている。

会則に沿った適正な配置に努められたい。

# 中鴻池リージョンセンター企画運営委員会

# 1 助成対象経費の出納事務について

1) 協働事業等助成金交付申請書に添付された事業計画書及び協働事業等助成金実績報告書において、イベント参加料等(以下「事業収入」という。)が計上されているものの、計上根拠となる領収証書の控えやイベント参加者一覧などが添付されていないものが見受けられた。

助成額は事業経費から事業収入を控除した額を基礎として算定されることから、事業 収入の根拠となる記録等を残し、保管されたい。

(2) 協働事業等助成金から支出された慶弔費については、運用指針において助成対象外経費と規定されている。※

運用指針に沿って適正な事務処理をされたい。

(3) 協働事業等助成金から支出された講師料や講演料について、所得税等の源泉徴収の対象であるにもかかわらず、これが行われていない。

適正な事務処理をされたい。

※運用指針の内容については、9頁のNPO・市民活動支援課1(1)を参照

#### 2 協働事業等助成金実績報告について

協働事業等助成金実績報告時に提出された会則において、事務局長を1名置くことと規定されているものの、不在となっている。

会則に沿った適正な配置に努められたい。

# 布施駅前リージョンセンター企画運営委員会

#### 助成対象経費の出納事務について

(1) 協働事業等助成金交付申請書に添付された事業計画書及び協働事業等助成金実績報告書において、イベント参加料等(以下「事業収入」という。)が計上されているものの、計上根拠となる領収証書の控えやイベント参加者一覧などが添付されていないものが見受けられた。

助成額は事業経費から事業収入を控除した額を基礎として算定されることから、事業 収入の根拠となる記録等を残し、保管されたい。

(2) 協働事業等助成金から支出された昼食代等について、運用指針で助成対象の目安が示されているにもかかわらず、これらの領収証書が総額のみの記載で、助成対象の範囲内か判断できないものが見受けられた。※

内訳のわかる領収証書を添付されたい。

(3) 協働事業等助成金から支出された講師料や講演料について、所得税等の源泉徴収の対象であるにもかかわらず、これが行われていない。

適正な事務処理をされたい。

※運用指針の内容については9頁のNPO・市民活動支援課1(1)を参照

#### 協働のまちづくり部

# NPO・市民活動支援課

# 1 協働事業等助成金交付決定事務について

(1) 協働事業等助成金の助成対象経費は、交付要綱においては区分別対象事業、具体的な 事業例及び限度額を規定するにとどまり、助成対象となる具体的な費目については規定 されていない。

このことから、実際の運用については、当課と助成対象団体が協議して運用指針を策定し、以下のとおり運用している。

- ① 会議に係る経費:お茶代など必要最低限
- ② イベント等の昼食代(賄い):1回1人当たり500円程度
- ③ 委員研修に伴う昼食代:概ね1,500円以内

④ 懇親会等の飲食代:助成対象外

⑤ 慶弔費:助成対象外

⑥ 実費弁償費:役員等1人当たり月1,000円以内。ただし年間総額30万円を上限ところで、当該事業及び助成金の重要性を鑑みると、柔軟に変更が可能となる運用指針ではなく、助成金全体を統括する経営企画部との協議等が必要な交付要綱によって、これを規定することが望ましいと考えられる。

助成対象となる具体的な費目の規定について再検討されたい。

(2) 協働事業等助成金交付決定通知が起案決裁目前の日付で通知されていた。 適正な事務処理をされたい。

# 2 協働事業等助成金実績報告に係る審査事務について

(1) 協働事業等助成金交付申請においては、事業計画書が添付され、同計画書では助成対 象となる5つの事業区分ごとに助成金の予定額等が記載されている。

ところで、実績報告書において、同計画書の事業区分ごとの予定額を上回って助成金 が支出されているものが見受けられた。

交付要綱の定める上限額の範囲内であれば規定としての問題はないとされるものの、 安易な事業計画書の提出や、更なる事業区分間の経費流用に繋がりかねないことから、 事業区分ごとの支出額に変更が生じると見込まれる場合の手続について明確にされたい。

(2) 協働事業等助成金実績報告時に提出された団体の会則において、配置が規定された事 務局長や書記が不在となっているものが見受けられた。

交付要綱ではリージョンセンター条例施行規則第9条に基づき、あらかじめ市長の確認を受けた団体が行う事業等を助成対象とすると規定されていることから、助成金交付団体の適格性の判断に必要とされる体制が確保されているかについて、協働事業等助成金交付申請時において十分確認されたい。

(3) 協働事業等助成金交付申請書に添付された事業計画書及び協働事業等助成金実績報告書において、イベント参加料等が計上されているものの、計上根拠となる領収証書の控えやイベント参加者一覧などが添付されていないものが見受けられた。

助成額は事業経費から事業収入を控除した額を基礎として算定されることから、事業

収入計上の根拠となる記録等について、十分確認されたい。

(4) 協働事業等助成金交付額のうち 1,428,000 円については、各団体の事務補助経費に対する助成金として、事務を担う有償ボランティアへの謝礼相当額の扱いで交付している。ところで、当該有償ボランティアには月 140 時間の活動時間を標準として月額 119,000円が支払われているものの、活動時間の確認が行われていない。

適正な事務処理をされたい。

(5) 協働事業等助成金から支出された慶弔費については、運用指針において助成対象外経費と規定されている。

助成対象外経費について適正な措置を講じられたい。

(6) 協働事業等助成金から支出された昼食代等について、運用指針で助成対象の目安が示されているにもかかわらず、これらの領収証書が総額のみの記載で、助成対象に該当するか判断できないものが見受けられた。

領収証書の内容について、十分確認されたい。

(7) 協働事業等助成金交付申請時の事業計画に充てられなかった助成金の残額については、 交付要綱において、市に返還して精算しなければならないと規定されている。一方、運 用指針においては同規定の特例として、次年度当初の運転資金に充てるため30万円を上 限に繰越しを認めている。

ところで、当該事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

ア 各団体においては、協働事業等助成金を現金と預金の形態で管理している。

ところで、協働事業等助成金実績報告時に預金通帳の写しの提出は求めているものの、 現金の残高を確認した結果を示す資料の提出は求めていない。

次年度への繰越金は、実質的には助成金の一部としての公金であり適切な管理が求められることから、取り扱う現金については定期的に残高を確認するとともに、実績報告時には団体の監査担当において期末現金残高等の監査を行い、当該監査結果報告を提出するように指導されたい。

イ 中鴻池リージョンセンター企画運営委員会においては、平成30年3月分の事務員謝礼 の支払を翌年度となる平成30年4月に行っている。一方、他の団体は、当年度の平成 30年3月に行っている。 民間団体には、地方自治法第 235 条の 5 に規定される出納閉鎖の期間という考えはなく、更に翌年度に支出することにより、運用指針に規定される 30 万円を上限とする繰越額や当年度期末現金残高等にも影響を及ぼすことから、支払時期を当年度とするように指導されたい。